

別表1 指定校変更就学基準（市内において就学校の指定の変更を希望する場合） 令和9年4月1日改正

項目	項目詳細	対象学年	許可期間（最長）	必要書類
市内転居	年度途中に学区外に転居しても、在籍校へ継続して就学を希望する場合	小学校 1～4年生	学年末まで	なし
		小学校 5～6年生 中学校 全学年	卒業まで	なし
転居予定	学区外への転居が確定しており、あらかじめ転居先の住所の指定校へ就学を希望する場合	小・中学校 全学年	転居予定日まで	建築請負契約書・建物の賃貸借契約書など
仮住まい	家の建て替え等により一時的に学区外へ仮住まいをするが、引き続き在籍校へ就学を希望する場合	小・中学校 全学年	事由終了まで	建築請負契約書・建物の賃貸借契約書など
留守家庭	両親の共働き、またはひとり親の留守家庭で、児童の登下校時に保護者不在のため、祖父母等親族宅（預かり先宅）の指定校へ就学を希望する場合 ※預かり先が児童在宅時に保育できる場合に限る	小学校 1～4年生	学年末まで （事由が解消していない場合は毎年度更新）	・就労証明書 ・児童の保育に関する承諾書
		小学校 5～6年生	卒業まで	
	保護者が自営業等により、店舗等がある指定校へ就学を希望する場合	小学校 1～4年生	学年末まで （事由が解消していない場合は毎年度更新）	店舗等が営業していることを証明できる書類
小学校 5～6年生	卒業まで			
公共事業 または災害	公共事業または災害により学区外に転居しても、在籍校へ継続して就学を希望する場合	小・中学校 全学年	卒業まで	なし

教育的配慮	疾病や障害等により、指定校への就学が困難なため、自宅から最寄りの学校へ就学を希望する場合	小・中学校 全学年	必要と認める 期間	医師の診断書 (原則、3か月以内のもの)
	不登校や人間関係等による学業への影響や精神面への多大なる負担の可能性がある、指定校以外の学校へ就学することで、問題解決が見込まれる場合(原則、自宅から最寄りの小・中学校)	小・中学校 全学年	必要と認める 期間	・学校長の所見 ・教育委員会が必要と認める書類
	小・中学校在籍時に活動実績等がある場合で、指定校に入部を希望する部活動がなく、希望する部活動のある中学校への就学を希望する場合(原則、自宅から最寄りの学校)	中学校 全学年	卒業まで	・活動実績等が確認できる書類 ・学校長の所見 ・部活動入部意向確認書
兄弟姉妹	兄弟が就学している学校に就学を希望する場合	小学校 1～4年生	兄弟が卒業する 年度の学年末まで	なし
		小学校 5～6年生 中学校 全学年	卒業まで	なし
	特別許可地区経過措置で兄弟が就学している学校に就学を希望する場合	小・中学校 全学年	卒業まで	なし
特別許可地区	「狭山市立小・中学校通学区域一覧」において、特別許可地区として定めのある住所に居住しており、特別許可校への就学を希望する場合	小・中学校 全学年	卒業まで	なし
指定校を変更した児童の中学校入学	指定校変更を受けた児童が、就学している小学校区の中学校へ就学を希望する場合	新中学 1年生	卒業まで	なし
その他	上記の理由以外で教育委員会が指定校変更の必要があると認める事由がある場合	小・中学校 全学年	必要と認める 期間	教育委員会が必要と認める書類

【注意事項】

- 教育委員会内で審査が必要となるため、ご希望に添えない場合があります。
- 通学上および指導上に支障がない場合に限りです。通学方法、通学経路については事前に就学希望校または在籍校と協議し、合意を得る必要があります。
- 許可期間終了後については、「狭山市立小・中学校通学区域に関する規則」に基づき、居住地の指定校に就学することとなります。
- 最寄りとは、原則自宅からの直線距離で最も近距離の学校です。
- 医師の診断書は、現在の症状を記載してもらうものになります。診断日から提出するまでに期間が空いてしまうと症状が変わっている可能性もありますので、原則3か月以内のものとしています。
- 留守家庭による指定校変更の場合は、原則学童保育室の利用ができません。